

栃木県国民健康保険運営方針の概要について

1 基本的事項

1 策定の趣旨

平成30年度から県と市町が一体となって国保事業を実施することに伴い、安定的な財政運営並びに市町の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための統一的な方針として定める。

2 根拠規定 医療保険制度改革関連法附則第7条

改正国民健康保険法第82条の2

3 対象期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間

県と市町の役割分担

【県の役割】

財政運営責任主体としての業務

- ・市町村ごとの納付金の決定
- ・市町村ごとの標準保険料率等の提示
- ・保険給付の点検
- ・事務の標準化、効率化、広域化の促進

【市町の役割】

地域住民（被保険者）向けの業務

- ・資格管理
- ・保険税率の決定、賦課徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【国保医療費等の動向】

○被保険者数減少、若年層の減少

被保険者数 H21年度 610千人 → H27年度 546千人
64歳以下構成比 H21年度 73% → H27年度 63%

○1人当たり国保医療費の増加

H24年度 280,120円 → H27年度 313,134円（全国43位）
（平均増加率 103.8%）

○保険税収納率（H27年度）

栃木県 88.94%（全国46位）
（全国 91.45%）

10年後の将来推計

【国保医療費の将来見通し】

H27年度から10年後の推計値

○被保険者数

H37年度 493千人
（H27年度比 90.3%）

○国保医療費

H37年度 約 2,025億円
（H27年度比 118.0%）

【国保財政の今後の見通し】

- ・H30年度全国に1700億円追加公費が投入される。

→ 財政収支改善、財政安定化の見込み

- ・1人当たり国保医療費の増加傾向、推計国保医療費総額の上昇

→ 必要に応じ、公費拡充等により国保財政安定化を図る必要

【財政収支の改善に係る取組】

①基本的な考え方

財政収支の均衡を図り、解消・削減すべき赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入）を段階的に解消することで国保財政の健全化を図る。

②赤字解消・削減の取組

解消すべき赤字が生じた場合、要因分析の上、赤字解消・削減の計画を策定

（単年度での赤字解消が困難 → 5年程度の中期的目標等を定める等段階的に削減）

③保険者努力支援制度等の活用

- ・国の保険者努力支援制度等を活用し、医療費適正化等の取組を促進

- ・県独自の保険者努力支援制度により、国の制度では十分に評価されない取組について評価し、インセンティブ付与

④栃木県国民健康保険財政安定化基金

- ・医療給付費の増加や保険税収納不足等による財源不足に備え、貸付又は交付
- ・納付金制度の導入により負担増となる市町への軽減措置にも充当（基金の特例）

県独自の保険者努力支援制度（約20億円規模）
国の保険者努力支援制度（県交付分）約7.5億円
県の国民健康保険調整交付金（評価分）約12億円

3 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項

○納付金の算定方法

- ・納付金算定に当たっては、医療費水準及び所得水準を反映反映に当たっては、国のガイドラインの考え方を踏まえる。
- ・当面、保険税の統一は行わない。
- ・納付金制度導入により負担増となる市町への軽減措置を実施

○標準保険料率の算定方法

- ・市町に対し、3種類の標準保険料率を提示
- ①「都道府県標準保険料率」②「市町村標準保険料率」
- ③各市町村の算定基準を基に算定した保険料率
- ※②の標準保険料率は、3方式で算定
所得割（50%）、均等割（35%）、平等割（15%）

市町は、納付金及び標準保険料率を参考に、保険税率を算定

4 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

○収納率目標の設定

保険者の規模別に現年度分の保険税収納率目標を設定

○収納率向上に向けた取組の推進

滞納世帯の事情の丁寧な把握に努め、県、市町、国保連合会が連携して収納率向上に取り組む。

- ・徴収アドバイザーや徴収指導員等の派遣
- ・収納担当職員対象とした研修会や各市町の勉強会

5 市町における保険給付の適正な実施に関する事項

- 保険給付の点検、事後調整
- 療養費の支給の適正化
- 第三者求償の取組強化 等

6 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

- 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上
- データヘルス計画の策定とPDCAサイクルに基づく効率的・効果的な保健事業の実施に向けた取組
- 糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組
- 後発医薬品の使用促進に関する取組
- 適切な受療行動の促進に向けた取組 等

7 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

9 第3章～第8章に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項